

くさしぎ便り No.15

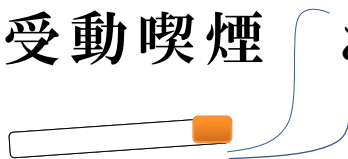
市民のプラットホームだより

くさしぎ・草の根市議と市政を考える会 2018年4月発行 e-mail kusasigi@nifty.com
ホームページは「辻よし子と歩む会」で検索してください。

「くさしぎ便り」第15号をお届けします。「市民のプラットホームだより」というサブタイトルにお気づきでしょうか。「くさしぎ・草の根市議と市政を考える会」は、市民が学び、市政について自由に語りあえる場（プラットホーム）をつくる活動を始めています。今回はその第2回目。テーマは「受動喫煙」です。受動喫煙は喫煙者と同席の人が煙を吸うことですが、本人以上に健康被害があると言われ、国、東京都ともに、2020年のオリンピックを念頭に、受動喫煙防止対策を準備しています。あきる野市の対策は？今回も市の出前講座として、健康福祉部・健康課の方々においでいただきお話を伺いました。

第2回 市民のプラットホーム 2018年1月23日(火)午前10-12時・ルピア会議室

受動喫煙 あなたは どうする？ どう考える？



あきる野市健康福祉部 健康課の皆さん

受動喫煙防止 ひろがる全面禁煙



東京オリンピックが2020年に開催されるにあたり受動喫煙をいかに防ぐか、今、まさに国や東京都で活発な議論がなされているところです。

都では、昨年（2017年）、「子どもを受動喫煙から守る条例」を制定しました。同じく「受動喫煙防止条例」（仮称）を、2019年開催のラグビー・ワールドカップ大会に合わせて準備中で、昨年9月に「基本的な考え方」をまとめています。

また都の「がん対策推進計画」中にも、受動喫煙および喫煙に関する項目があり、がん対策面からのアプローチもなされています。

一方国の対策はどうかというと、2003年に制定された「健康増進法」に受動喫煙防止の規定が

ありますが、罰則を伴わない努力義務規定であったため、法律制定から10年以上経過しても飲食店や職場での受動喫煙を防止できていない状況です。このため、その対策を強化し、国民の8割を超える非喫煙者が、たばこの煙によって健康被害を受けることがないように、「健康増進法」を改正することとし、その「基本的な考え方」案が提出されました。

「基本的な考え方」案には2つの柱があります。ひとつは多数の人が利用する一定の場所や乗り物での喫煙を禁止すること、もうひとつは、その場所の管理者に対して、喫煙禁止場所であることを掲示する義務を課すことです。

昨年9月に出された都の「受動喫煙防止条例」（仮称）の「基本的な考え方」案も、ほぼ、国の「基本的な考え方」案に準じたものです。

受動喫煙防止に関する国の案(2018.1月現在)と
都の条例案、および3月9日に閣議決定された国の案

施設		国(2018. 1月現在)	都	国(3/9閣議決定案)	
第1種	病院	敷地内禁煙	敷地内禁煙	A	敷地内禁煙
	小学・中学・高校				
第2種	官公庁	屋内禁煙 (喫煙室設置 ×)	屋内禁煙 (喫煙室設置 ×)		
	大学・介護施設				
	体育館				
第3種	飲食店・百貨店	屋内禁煙 (喫煙室設置 ○) (一定面積以下のス ナック・バーは例外)	屋内禁煙 (喫煙室設置 ○) (面積30㎡以下のス ナックバーで未成年 者の立ち入らない店 で従業員が同意した 店は例外)	B	事務所・新規開設店 経営規模の大きな店
	職場				原則屋内禁煙 (喫煙室設置 ○)
	ホテル・旅館 (客室を除く)				既存小規模店
					表示して喫煙可能
	バス・タクシー	車内禁煙	車内禁煙	A	車内禁煙
	鉄道・船舶	車内禁煙 (喫煙専用室設置○)	車内禁煙 (喫煙専用室設置○)	B	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置○)

※ 国(3/9 閣議決定)案は、編集段階で追記したもの。「案」であり今後も変わる可能性がある。

さらに国の「基本的な考え方」案で規制場所や規制内容がどうなっているか見てみると、主な利用者が「健康上の配慮を特に要するかどうか」によって場所を3つに分類し、それぞれの場所の必要に応じて規制しています。

第1種：病院、小中学校、高校など健康上の配慮を特に要する施設は敷地内禁煙、第2種：官公庁、大学、老人福祉施設、健康増進施設など相当な健康上配慮を必要とする施設は屋内禁煙とし、禁煙区域内で喫煙室不可。第3種：それ以外の施設、飲食店や事業所、百貨店などは屋内禁煙、喫煙専用室は設置可。ただし、飲食店、スナックやバーなど酒類を主に提供する店で、一定面積以下の小規模店は、経営上の問題もあり、分煙もしくは喫煙も可。(※ 3月9日に閣議決定された受動喫煙対策案「健康増進法」の一部改正案—では、【A】学校、病院、児童福祉施設、行政機関、バスタクシー、飛行機は敷地内禁煙、ただし屋外喫煙場所設置可。【B】その他の事業所、飲食店、

鉄道、新規開設店は屋内禁煙、屋内喫煙室設置可となった。)【上表参照】

また、いわゆる電気式加熱たばこは、現時点で健康被害を否定できないために、たばこ同様、規制の対象となります。(※ 3月9日に閣議決定された国の「基本的な考え方」案では、電気式加熱たばこは有害性が明白でないとして規制外。)

違反した際の罰則は、指導・命令しても違反する個人には30万円以下の過料、施設の管理者には50万円以下の罰金が科せられます。

都の「受動喫煙防止条例」の基本的な考え方も国に準じたものですが、罰金は違反した個人、施設管理者ともに5万円としています。

あきる野市の状況は？



あきる野市も国の「健康増進法」に則り、不特定多数が出入りする施設の受動喫煙防止処置を行っています。

まず公共施設に関してですが、本庁舎は屋内

分煙、屋外喫煙所を設置しています。(※ 4月1日より本庁舎内全面禁煙)また、五日市主張所、体育館、郷土資料館、きららホールは施設内禁煙とし、屋外に喫煙所があります。庁舎内は2か月に一度、空気環境測定を行っておりますが、受動喫煙が心配されるような結果は出ていません。

一方、受動喫煙が懸念される市内の飲食店やサービス業ですが、全部で275事業所もあり、すべての受動喫煙対策を把握できていません。が、適切な対応がなされていると思っています。市の観光商工課から市内事業者に対し、外国人観光客誘致にホテル等が分煙化を行う際に、都の環境整備費補助を受けられる制度を紹介したり、喫煙・分煙・禁煙が分かるステッカーを店に配布するなどの事業を実施しており、受動喫煙を減らしていく一助になると考えています。

喫煙と健康について…

がんになりやすいだけじゃない

たばこが健康に悪影響をおよぼすことはよく知られております。たばこの煙には約5300種類の化学物質が入っており、そのうち70種類が発がん性物質です。これらの物質は血液を通じて全身に運ばれ、全身のがんのみならず、血管を痛めて脳卒中などの原因となります。

たばこにはニコチンという依存性物質があるためになかなかやめられなくなります。喫煙者はたばこを吸うと気分が良くなるように感じますが、それは脳の勘違いであって、ニコチンは血管を収縮させますから、高濃度で体内に取り込むことは百害あって一利なしです。ニコチンの他にたばこの三大有害物質はタールと一酸化炭素です。タールは発がん性が強いと言われております。一酸化炭素は本来ならば、体外に排出されるものが中に入ってくるわけですから、体内を

酸欠状態にしてしまいます。

喫煙者はそうしたリスクを負うわけですから、当然病気になりやすくなります。まずがん。鼻腔・副鼻腔がん、口腔・咽頭がん、喉頭がん、食道がん、肺がん、肝臓がん、胃がん、膵臓がん、膀胱がん、子宮頸がん。とりわけ煙が直撃する喉頭がんの罹患率は吸っていない人に比べ32倍、同じく肺がんは4倍以上です。

がんだけではなく、脳卒中、歯周病、虚血性の心疾患なども非喫煙者に比べ、罹患割合が高くなります。また、出産にも影響があります。母体の血管が収縮するため胎児が育たない、早産となってしまう可能性もあります。残念ながらニコチンは胎盤を通過すると言われており、胎児への影響も心配されます。

受動喫煙は、吸う人以上に深刻？！



たばこを吸う人はフィルターを通して吸っていますが、そのまわりの人は直接的に副流煙を吸うことになり、影響はより深刻です。大人の場合は受動喫煙により脳卒中、肺がんの罹患率が1.3倍に、虚血性心疾患は1.2倍になります。

子どもの場合、喫煙するお母さんの乳児に突然死が多いことが指摘されており、喘息の原因ともなっています。

あきる野市では健康増進計画、通称「めざせ健康あきる野21」を策定し、本年度からその2次計画がスタートします。同計画において喫煙に

ついてもしっかりと目標を立て、健康被害を減らす努力を続けていきたいと思います。



質問コーナー

◇ 質問
◆ 回答



◇ 屋内禁煙の例外に劇場があるのはなぜ？

◆ 喫煙のシーンが出てくる場合があるから。

◇ 学校、保育園、幼稚園などの施設の受動喫煙対策の現状は？

◆ 学校、保育施設は屋内、屋外ともに禁煙です。

◇ 混雑した場所での路上たばこの規制は？

◆ 路上たばこはある意味マナーの問題で、あきる野市ではまだ対策を講じていない。近隣自治体の動きを見ながら考えていきたい。

◇ たばこの市税収入が 4 億円というあたりが、悩ましいが、販売店への規制はあるのか？

◆ 販売店や自動販売機は、許可制となっている。

◇ 禁煙、分煙、喫煙のステッカーが貼られているか調査をしていただきたい。



みんなで話そうコーナー



- ・ 最近、たばこのポイ捨てがなくなった。
- ・ 市内の個人商店はたばこの販売を強みとし

ているように見える。

- ・ 個人の自由と権力による規制は、やはり分けて考えてほしい。
- ・ 健康と嗜好の問題かなと思った。私は好きではないので、なくてもいいかなと思う。
- ・ 教師をしていて、「いこい」を一日に 30 本吸っていた。それほど好きだったわけではないが、授業が終わるたびに吸っていた。クラスに喫煙する生徒がいて、彼のたばこを止めさせるために、自分も止めた。
喫煙は個人の自由ではあるが、受動喫煙はやはり問題だと思う。
- ・ 中間管理職の息子は、朝、昼、夕と 2 本ずつ吸っている。屋内禁煙にしたら、小さな飲食店は人が来なくなるのではないかな。心配だ。
- ・ 吸う場面で規制をかけるより、製造段階にこそ規制を掛けるべきでは。有害な物だから禁止するのは当然だと思う。
- ・ 妊娠中以外ずっとハイライトを吸っていた。子ども達に副流煙を吸わせたかもしれない。
- ・ たばこを市場に流通させていることが問題だと思う。
- ・ 家庭の中まで規制するような受動喫煙防止は、話が違う。嫌だ。
- ・ 喫煙・分煙・禁煙ステッカーの徹底を。

「第 3 回市民のプラットホーム」 おしらせ

テーマ 聞いてみませんか？あきる野市の貧困対策

日時： 5 月 8 日（火） 13：30-15：30

会場： ルピア集会室



現在、子どもの 7 人にひとりが相対的貧困にあると言われています。次回は市の生活福祉課の方から、生活保護、その他あきる野市の取り組みについてお話いただき、そこから貧困について考えてみたいと思います。ご興味のある方は、どうぞご参加ください。